

偶発事象と訴訟や法令違反等に関連する引当金

Contingency and Litigation loss reserve

末 益 弘 幸

1. 偶発事象の定義・分類

偶発事象について、現行の日本基準では特に定義されていないが、日本公認会計士協会が過去に公表していた監査基準委員会報告書第2号では、偶発事象を以下のように定義していた。

(偶発事象)

偶発事象は、利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できる。

偶発事象の例として、一般的に損害賠償請求や債務保証等が挙げられる。また、「偶発損失」と「偶発債務」との関係であるが、両者はそれぞれ一つの事象の損失的な側面（借方）と債務的な側面（貸方）であり、実務上、厳密には区別されていない。偶発損失は売上債権の回収可能性や投資の評価など、資産の評価の問題として顕在化してくるものと、負債の発生として顕在化してくるものとに分類され、後者は偶発債務に含まれる。

2. 会計上の取扱い

現行の日本基準では、偶発事象のうち、その取扱いが問題となるのは、偶発損失に限られる。偶発利益の方は原則、財務諸表には計上されず、注記の対象ともならない。これは、収益の認識基準として実現主義が採用されており、また保守主義の原則に基づいているのが理由と解される。

現行の会計制度上、①将来の特定の費用又は損失であり、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、④その金額を合理的に見積ることができる、という引当金の4要素（企業会計原則注解18）を満たすものについては引当金が計上され、それら以外については重要性の乏しいものを除き、必要な注記が行われる。（財務諸表等規則58条）。

偶発事象の会計上の取扱いは、以下のように分類される。

偶発利益（財務諸表上認識されない）				
偶発損失（損失の発生）	資産の評価に係るもの（資産価値の喪失） 滞留棚卸資産に対する評価損や滞留債権に対する貸倒引当金など			
	広義の偶発債務（負債の発生）	引当金の計上を要するもの （損失の発生可能性が高く、金額の合理的見積りが可能）		
		引当金の計上を要しないもの（狭義の偶発債務）	注記を要するもの	損失金額の見積りが可能で、損失発生がある程度予想される（見積額を含めて注記）
				損失金額の見積りが不可能だが、損失の発生可能性が高いか、ある程度予想される（事実の概要の注記）
注記を要しないもの（損失発生の可能性が低く、金額の合理的見積りも不可能）				

出典：南、中里、高橋「財務諸表監査の実務」（2018）387頁 筆者一部修正

引当金の計上を要しないが、注記を要する事象を監査報告書上、追記情報（強調事項）として記載するか否かの監査人の判断に当たっては、その記載が企業経営に与える影響の重大さに鑑み、将来発生する可能性の程度及び損失の見込額又は予測額の重要性を慎重に検討する必要がある。

3. 監査手続

偶発事象に関する監査の目的としては、

- ・偶発事象の有無と有る場合の網羅性の検証
- ・将来、特定の支出又は損失の発生する可能性の程度とオンバランスの要否
- ・オンバランスする場合の偶発債務と確定債務との区分
- ・オンバランスしない場合の注記の要否と十分性

が挙げられる。そのために監査人は監査の全過程において、偶発事象の存在に留意するとともに、それに関連する新たな事象又は状況の発生、変化等をモニタリングし、注記の要否及び妥当性といった表示の妥当性並びに引当金や未払金計上等の処理の妥当性について検討することが必要である。

【偶発債務に対する監査手続の例示】

- (1) 偶発債務を漏れなく把握できる体制が確立されていることを確かめるため、保証債務に係る内部統制の状況を質問する。偶発債務に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。

- (2) 監査実施の全過程において、保証債務（保証予約、経営指導念書等保証類似行為を含む。）、重要な訴訟事件に係る損害賠償義務、将来事業の負担となる可能性のある各種の契約等の有無について注意を払う。
- (3) 将来の仕入契約あるいは販売契約のなかに、契約履行により損失が発生する懸念のあるものが含まれていないか（価格改訂条項、中途解約によるペナルティー）。
- (4) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、重要な契約書、保証書、銀行確認状等を閲覧する。重要な営業上の契約書、リース契約書、不動産売買契約書等を閲覧しているか。
- (5) 訴訟関係書類、弁護士との往復文書を閲覧する。また、偶発債務に対する会計上の手当ての要否について検討する。法律専門家の見解を参考にする必要はないか。
- (6) 保証債務明細表（被保証先別、保証の種類）を入手し、関係する証憑と突合する。
- (7) 保証債務の内容について、その背景、条件等に異常がないことを質問により確かめる。
- (8) 保証債務（保証類似行為を含む。）及び債務保証損失引当金の会計処理及び開示は、監査・保証実務委員会実務指針第61号等に照らして妥当なことを確かめる。
- (9) 保証先又は被保証先から確認状を入手し、残高等の妥当性を確かめる。被保証先の財政状態及び経営成績から判断して、保証債務の履行請求により損失の発生する可能性はないか。
- (10) 保証債務と受取保証料との関連性を分析する。また、裁判所等に対する供託金の支出内容から判断して、偶発債務の発生可能性はないか。
- (11) 銀行等の金融機関からの残高確認状の回答に、偶発債務の存在を示唆する記載はなかったか。
- (12) 顧問弁護士から係争事件等に係る照会状の回答を入手し、損害賠償義務、損害賠償損失引当金の要否等その内容について分析し評価する。
- (13) 偶発債務発生の有無及びその内容に係る経営者による確認書を入手する。
- (14) 偶発債務の注記、関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
 - ・ 偶発債務に負債性引当金又は確定債務として会計処理すべきものが含まれていないか。
 - ・ 損失の発生する可能性は高いがその金額を見積もることが不可能な場合、又は損失の発生がある程度予想される場合の注記の開示は、財務諸表等規則58条や監査・保証実務委員会実務指針第61号に照らして妥当か。
- (15) 保証債務について、期末日前後に異常な異動・増減はないか。

4. 訴訟・法令違反等に関連する引当金

訴訟・法令違反等に関連する引当金として、例えば「独占禁止法等違反引当金」や「訴訟損失引当金」がある。

(1) 独占禁止法等の違反に関連する引当金

① 定義

独占禁止法等の違反に関連する引当金（以下、「独占禁止法等違反引当金」と言う）とは、独占禁止法等に違反して国などに支払う課徴金等、及びその原因となった違法行為に関連して提起された訴訟などにおける損害賠償金・和解金・訴訟費用等の支払いに備えて計上される引当金のことである。

これら課徴金等の支払いの可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる場合には、引当金の要件を満たすことになるため、独占禁止法等違反引当金を計上する必要がある。

② 計上要件

独占禁止法等違反引当金の計上要件を企業会計原則注解18に準拠して整理すると以下ようになる。

企業会計原則注解18の要件	独占禁止法等違反引当金
将来の特定の費用又は損失である。	課徴金等は将来において公正取引委員会などの決定などにより支払うことになるものであり、左記の要件を満たす。
その発生が当期以前の事象に起因する。	公正取引委員会の調査などが契機となって当期以前の違反行為が認定されるものであり、左記の要件を満たす。
発生の可能性が高い。	公正取引委員会の立入調査などが事前に行われており、調査の内容等が把握できる場合は、発生可能性が高いか検討できる。
金額を合理的に見積ることが可能。	公正取引委員会の立入調査などが事前に行われており、調査の内容等が把握できる場合は、金額を合理的に見積ることができるか検討できる。

③ 計上時期

上記の計上要件を全て満たす場合には、公正取引委員会の決定などにより支払いが確定するタイミングに先立って引当金を計上することになる。公正取引委員会の立入調査等によって調査の内容等を把握できることから、立入調査から課徴金等の

納付命令を受けるまでの間に引当金の計上が可能な場合があると考えられる。

なお、行政罰である課徴金や制裁金等の納付に対して不服申立等を行った場合であっても、引当金の計上要件は会社の意図とは関係なく検討するものであるため、不服申立等の手段を取るという会社の意思をもって引当金の計上を行わないという判断は適切ではないと考えられる。

④ 引当金の測定

独占禁止法等違反引当金については、法令等で定められている算定式に当てはめて課徴金等の金額を見積るほか、公正取引委員会からの通知書や弁護士等の専門家の意見書に基づいて算定した金額等により引当金額を計上することが考えられる。

⑤ 偶発債務の注記

実務上は、合理的な見積りが具体的にどの段階で可能となるのかを考慮する必要がある。引当金の要件を満たすまでの期間であっても、将来において企業の負担となる可能性のある債務は存在するため、重要性の乏しいものを除いて、偶発債務の注記を行う必要がある。そのために、経理部門や法務部門、顧問弁護士等との間でコミュニケーションを取り、法令等の制度を理解し、公正取引委員会の調査状況を把握すること等に留意する必要がある。

(2) 訴訟損失引当金

① 定義

訴訟損失引当金とは、訴訟事件等によって損害賠償を請求されている場合に、損害賠償の支払等の損失に備えて計上される引当金を言う。訴訟が進行中であっても敗訴の可能性が高まっており、損害賠償等の金額を合理的に見積ることができる段階に至った時に、引当金の要件を満たす場合には、訴訟損失引当金を計上する必要がある。

② 計上要件

訴訟引当金の計上要件を企業会計原則注解18に準拠して整理すると以下のようになる。

企業会計原則注解18の要件	訴訟損失引当金
将来の特定の費用又は損失である。	損害賠償は将来において訴訟に敗訴することで支払うものであり、左記を満たす。
その発生が当期以前の事象に起因する。	訴訟事件等は、当期以前において原告と被告との間で生じた問題を巡って提起されるものであり、左記を満たす。

発生の可能性が高い。	被告側に不利な方向に進行して敗訴の可能性が高まった（＝損害賠償を支払う可能性が高い）場合は、発生可能性が高いと考えられる。
金額を合理的に見積ることが可能。	損害賠償の請求金額や類似訴訟の判例などから、損失見込額が合理的に見積もることができるか検討する。

③ 計上時期

訴訟損失引当金については、訴訟の進行状況を勘案した上で、どのタイミングで引当計上すべきかを判断することが重要である。判断に当たっては、計上要件の一つである発生可能性が高いか否かがポイントになるが、判決の結果を合理的に予測して損害賠償の支払が発生する可能性を判断することは、実務的に困難なケースが多いと考えられる。従って、敗訴の可能性が非常に高く、かつ判決による損害賠償金額がかなりの確度で見込めないと、引当金計上には至らず、偶発債務の注記に留めているものと思われる。

但し、裁判が完全に終結していない場合でも、第一審又は第二審のいずれかの段階で敗訴判決を受けた場合には、損害賠償が発生する可能性が高まっており、判決によって損害賠償の金額を合理的に見積ることが可能であるため、訴訟損失引当金を計上するのが妥当である。

また、提起された訴訟が先行する他の訴訟と同一の事実関係を含んでおり、他の訴訟の結果が過去の判例等によりすでに明らかになっている場合には、他の訴訟の判決内容を参考にした上で、訴訟が提起された時点で引当金の計上の要否を検討する必要がある。

なお、敗訴が確定した場合や判決を受ける前に当事者間で和解が成立した場合には、敗訴が確定した時点又は和解が成立した時点で損害賠償に係る損失を計上する必要がある。この場合には確定債務となっていることから、引当金ではなく未払金として処理することになる。

④ 引当金の測定

敗訴判決を受けた場合には、その判決の中で支払うべき賠償金額が示されているため、当該金額が訴訟損失引当金の計上額になると考えられる。また、敗訴判決を受けていない段階であっても、過去の判例等から敗訴の可能性が高いと判断される場合には、原告からの訴状における請求金額に基づいて金額を合理的に見積もれるか検討することが考えられる。

なお、裁判が進行する過程で、過去に計上した金額が過小（過大）になるケース

もあり得るので、訴訟の進行状況に応じて引当金の金額を見直す必要がある。

⑤ 偶発債務の注記

訴訟が提起された時点で直ちに、損害賠償に係る債務が発生するわけではないが、敗訴判決などにより将来の債務が発生する可能性は存在していることから、重要性の乏しいものを除いて、偶発債務としてその訴訟の内容及び金額を財務諸表に注記する必要がある。

その後、訴訟の進行に応じて、損害賠償等の支払いが発生する可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができるかと判断される場合には、注記ではなく引当金の計上を検討することになる。

⑥ 他の引当金とは異なる訴訟損失引当金の特異性

例えば、賞与引当金や退職給付引当金などについては、確かに見積りの要素が含まれているが、将来の発生可能性や発生見込額は、給与規程や退職金規程さらには労使協定などにより、合理的に見積れる場合が通常であり、実際支給額と大きな乖離が生ずることは少ないと思われる。

これに対して、訴訟事件等によって損害賠償請求を受けた場合、その顛末を合理的に予測することは、むしろ困難であることが多い。例えば、下級審で敗訴したものの上級審に控訴したため先行きが不透明となることもある。その控訴が棄却される可能性が高いこともあれば、上級審で逆転して何ら賠償が不要となる場合もあるからである。

また、裁判での決着には長期間を要し、原告・被告とも訴訟コストが多額となり、必ず勝訴する保証もないので、裁判の途中から和解による決着を目指す方向に切り替わる場合もある。この場合、被告にとって和解金の支出の可能性が非常に高くなるが、和解金を見積もるにはやはり困難な場合が多い。裁判での判決では、実際にどれだけ損害を受けた・与えたかについて審議して、損害賠償金を決定する。しかし、当事者間での和解では、もちろんどれだけ損害が生じたかが重要なテーマになるが、それだけに拘ると結局、和解交渉決裂となるので、お互いが何とか譲歩できる水準で和解金が決定される場合が多い。全ての和解金が科学的根拠をもって説明できるものではない。このような性質の和解金を交渉が最終局面に至る以前の段階で合理的に見積ることは難しい。さらに言えば、和解がなされても和解金額及びその金額の根拠は外部に公表しないという和解契約が締結される場合が多く、裁判の判例のように、他社の事例を入手して、和解金を見積もるという方法が採りにくくなっている。

さらに、訴訟事件等の中には言いがかり的な不合理な訴訟もあることも踏まえると、訴訟事件等について注記・引当金の計上の指針を普遍的に示すことはかなり難

しく、実際に訴訟事件等に係る会計基準（注記・引当計上の指針）は定められていないのが現状である。

一般論としては、引当金の4要件を満たせば引当金を計上することになり、それ以外は偶発損失として注記することが通常である。そのため、個々の訴訟事件等ごとに必要に応じて弁護士等の法律専門家との協議を含め、慎重に発生可能性や合理的な見積りの可能性を検討することが必要となる。

いずれにしても訴訟事件等に関する明確な会計基準が定められていない以上、個々の訴訟事件等の内容に応じて実質的に開示・処理の妥当性を検討することになるので注意を要する。

5. むすびに

我が国には、偶発債務等の注記は規定されているが、偶発事象に関する会計基準は存在していない。しかし、企業の事業活動のグローバル化の高まり等の結果、企業の活動が複雑化し、それに伴って利害関係者も増加している。その結果、企業が様々なリスクにさらされ、責任や損失負担が求められる可能性も増加していると考えられる。

こうした状況を考慮すれば、財務諸表における偶発事象の取扱いについて何らかのガイダンスが示されることで、将来の業績指標の予測可能性を高めることを目指すのが妥当であろう。

この様な視点で、平成30年12月14日に日本公認会計士協会より公表された「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案）は、将来の偶発事象に関する会計基準の制定に繋がるものとして注目される。

参考文献

- ・南成人、中里拓哉、高橋和則「財務諸表監査の実務」第3版 中央経済社 2018年 第24章 偶発事象
- ・日本公認会計士協会 監査委員会研究報告第11号 2000年 監査マニュアル作成ガイド「財務諸表項目の監査手続編」（中間報告）
- ・EY新日本有限責任監査法人 企業会計ナビ 解説シリーズ 第4回 引当金各論③訴訟・法令違反等に関連する引当金 2017年
- ・日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案） 2018年

（すえます ひろゆき・大原大学院大学 会計研究科教授）